

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年3月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600315号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600161号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年4月12日から平成17年9月1日までの期間及び同年11月1日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成16年4月から平成17年8月までの標準報酬月額を26万円から28万円とし、同年11月から平成18年8月までの標準報酬月額を24万円から36万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年4月12日から平成24年4月1日まで

A社における請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と異なっているので、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくとも、事実に即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されているとして、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録を上回る場合である。

請求期間については、請求者から提出された当該期間に係る給与支給明細書(写)(平成18年3月及び平成22年10月分を除く。)において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できること

から、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち、平成 16 年 4 月 12 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間については、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額は 26 万円と記録されているが、請求者から提出された平成 16 年 4 月 12 日付け雇用契約書（写）及び給与支給明細書（写）において確認できる賃金月額及び交通費の合計額に見合う標準報酬月額は 28 万円であることが確認できる上、日本年金機構も、資格取得日を同年 4 月 12 日とする厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、上記のとおり算定すべきであり、これに基づき決定される当該期間の標準報酬月額は 28 万円である旨回答している。

請求期間のうち、平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与支給明細書（写）により平成 17 年 8 月に固定的賃金（賃金月額）の変動が確認でき、同年 8 月から同年 10 月までの報酬月額の平均額に相当する標準報酬月額（36 万円）は、従前の標準報酬月額（24 万円）と比べて標準報酬月額等級表において 2 等級以上の差が生じているなど随時改定の要件を満たしていたことが確認できる上、日本年金機構も、同年 11 月から随時改定に該当し、月額変更届を提出すべきであり、これに基づき決定される当該期間の標準報酬月額は 36 万円である旨回答している。

以上のことから、請求者の A 社における標準報酬月額に係る記録を、平成 16 年 4 月から平成 17 年 8 月までは 26 万円から 28 万円、同年 11 月から平成 18 年 8 月までは 24 万円から 36 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 上記 2 の期間を除く請求期間については、請求者から提出された給与支給明細書（写）により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による記録の訂正は認められない。